

厚生労働省発障 1105 第 2 号
令和 2 年 11 月 5 日

各
〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕
〔中核市市長〕
〔一部事務組合の管理者〕
〔広域連合の長〕
〔独立行政法人福祉医療機構理事長〕
〕 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 2 年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分及び災害時情報共有システム整備事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 2 年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業及び災害時情報共有システム整備事業分）交付要綱」により行うこととされ、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

令和2年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業及び災害時情報共有システム整備事業分）交付要綱

（通則）

- 1 令和2年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業及び災害時情報共有システム整備事業分）については予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応及び災害時情報共有システムの構築による障害者支援施設等の入所者等の安全・安心の確保を目的とする。

（定義）

- 3 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。
 - （1）「市町村等」とは、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合をいう。
 - （2）「社会福祉法人等」とは社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体をいう。

（交付の対象）

- 4 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - （1）障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業
令和2年3月13日障発0313第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業実施要綱」に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業を対象とする。
 - （2）障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業
令和2年5月29日障発0529第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業を対象とする。
 - （3）在宅障害者等に対する安否確認等支援事業
令和2年5月13日障発0513第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村等が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村等が補助する事

業を対象とする。

(4) 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業

令和2年3月13日障発 0313 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業実施要綱」による次に掲げる事業。

①代替サービスの提供に係る利用者負担の補助

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

②学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助

市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

③居宅レスパイト等の提供に係る経費の補助

都道府県及び市町村が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

④感染防止のための福祉タクシー券配布に係る経費の補助

都道府県又は市町村が行う事業

(5) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業

① 令和2年5月15日障発 0515 第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業実施要綱」に基づき都道府県が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業を対象とする。

② 令和2年6月30日障発 0630 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱」による次に掲げる事業

ア 生産活動活性化支援事業

都道府県、指定都市及び中核市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業を対象とする。

イ 障害者就業・生活支援センター（生活支援）機能強化事業

都道府県が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業を対象とする。

(6) 障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業

令和2年5月15日障発 0515 第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業実施要綱」による次に掲げる事業。

① 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援

都道府県、指定都市及び中核市が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業を対象とする。

② 発達障害児・者に対する専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習等実施支援

都道府県及び市町村等が行う事業又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村等が補助する事業を対象とする。

(7) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等

平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙 1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき市町村等が行う地域活動支援センター基礎的事業及び地域活動支援センター機能強化事業並びに日中一時支援において、2 に定める新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応のために行う事業を対象とする。

(8) 遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業

令和 2 年 5 月 18 日障発 0518 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業実施要綱」に基づき都道府県が行う事業又は市町村等若しくは社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県が補助する事業を対象とする。

(9) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業

平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙 1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき市町村等が行う訪問入浴サービス等において、2 に定める新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴って生じる課題への対応のために行う事業を対象とする。

(10) 災害時情報共有システム整備事業（障害児者関係施設分）

令和 2 年 6 月 11 日障発 0611 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和 2 年度災害時情報共有システム整備事業（障害者支援施設等分）実施要綱」に基づき独立行政法人福祉医療機構が行う事業を対象とする。

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第 2 欄の事業ごと（4 の（1）から（3）、（4）③、（5）、（6）及び（8）については、施設又は事業所ごと）の算出額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 4 の（1）、（2）、（5）①、②、（6）①、（8）の事業

① 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

② 市町村等及び社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

ア 別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 4 の（4）④、（7）、（9）、（10）の事業

別表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た

額を交付額とする。

(3) 4の(3)、(4)③、(6)②の事業

① 都道府県及び市町村等が行う事業

別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

② 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県又は市町村等が補助する事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市町村等が補助した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 4の(4)①、②の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄の区分を超えて事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日ま

で、各都道府県による管内市町村等取りまとめの上で、厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県及び市町村等は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県及び市町村等は、間接補助金を社会福祉法人等に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア（1）から（7）までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあっては（2）、（3）、（4）及び（6）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

市町村等にあっては（2）、（3）、（4）及び（6）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村等の長」と、「国庫」とあるのは「市町村等」と、（5）中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村等の長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2に準じた様式により速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、都道府県知事又は市町村等の長に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は市町村等に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) 都道府県が市長村等（指定都市、中核市を除く。）に間接補助金を交付する場合は、以下の条件を付さなければならない。

ア（１）、（２）、（３）、（４）及び（７）に掲げる条件。

この場合において、（２）、（３）、（４）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

イ 市長村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の既定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ（５）及び（６）に掲げる条件。

この場合において、（５）中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、（６）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(13) (11) 及び (12) により付した条件に基づき、都道府県知事又は市町村等の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(15) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長、独立行政法人福祉医療機構理事長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村長（特別区の区長を含み、指定都市市長及び中核市長を除く）は、別紙様式 4 による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式 3 に添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

9 この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8 に定める申請手続に従い、別途定める日までにを行うものとする。

この場合において、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長、独立行政法人福祉医療機構理事長にあつては 8 の（１）の規定中「別紙様式

3」とあるのは「別紙様式5」と、市町村にあっては8の(2)の規定中、「別紙様式4」とあるのは、「別紙様式6」と読み替えるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付決定までの標準期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、8の(2)又は9による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、8の(1)又は9による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定があったときは、市町村の長に対し、別紙様式7又は別紙様式8により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長、独立行政法人福祉医療機構理事長は、事業が完了したときは、別紙様式9による事業実績報告書に關係書類を添えて、別途定める日(7(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市町村長は、別紙様式10による事業実績報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式9に添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により5、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 区分	2 事業名	3 基準額	4 対象経費	5 補助者	6 国庫補助率
新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業	1 自治体当たり75,000千円 なお、これにより難い場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	都道府県、指定都市、中核市	$\frac{2}{3}$
	障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	都道府県、指定都市、中核市	$\frac{2}{3}$
	在宅障害者等に対する安否確認等支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	在宅障害者等に対する安否確認等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	都道府県又は市町村等	$\frac{1}{2}$

<p>特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業</p>	<p>4(4)①及び② 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>4(4)③ 医療的ケア児以外 一回当たり 8,000円 医療的ケア児 一回当たり 15,000円</p> <p>4(4)④ 配布対象児一人につき一月当たり 3,080円</p>	<p>特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金</p>	<p>4(4)①及び② 都道府県</p> <p>4(4)③及び④ 都道府県又は市町村</p>	<p>$\frac{2}{3}$</p> <p>$\frac{1}{2}$</p>
<p>就労系障害福祉サービス等の機能強化事業</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>就労系障害福祉サービス等の機能強化事業の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、給料、職員手当等、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料(改造費))、会議費、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料並びに使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金</p>	<p>4(5)①及び②イ 都道府県</p> <p>4(5)②ア 都道府県、指定都市、中核市</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p> <p>$\frac{10}{10}$</p>
<p>障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業の実施に必要な賃金、報償費[謝金]、旅費、共済費、報酬、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、修繕料(改造費))、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、補助金 ([]内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。)</p>	<p>4(6)① 都道府県、指定都市、中核市</p> <p>4(6)② 都道府県又は市町村等</p>	<p>$\frac{1}{2}$</p>

新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援の受け入れ体制強化等の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	市町村等	$\frac{1}{2}$	
遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業に必要な報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	都道府県	$\frac{10}{10}$	
新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	市町村等	$\frac{1}{2}$	

災害時情報共有システム整備事業	災害時情報共有システム整備事業（障害児者関係施設分）	113,972,000円	災害時情報共有システム整備事業（障害児者関係施設分）の実施に必要な業務委託費、消耗品費、備品費、工具器具備品費、旅費	独立行政法人福祉医療機構	$\frac{10}{10}$
-----------------	----------------------------	--------------	--	--------------	-----------------